(第1面)

### 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 9月27日

福井県知事 殿

提出者

住所 大阪市淀川区三津屋南3丁目12番17号

氏名 旭化学工業株式会社 代表取締役社長 大野 陽之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6301-4936

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	<i>Ø</i>	名	称	旭化学工業株式会社 福井工場
事	業	場の	所	在	地	福井県坂井市三国町米納津テクノポート2丁目4番2
計		画	期		間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当該	事業	場におい	ハて現	に行	って	いる事業に関する事項
	(1)	事 業	0	種	類	E16 (化学工業)
	2	事 業	の	規	模	1, 280, 000千円 (製造品出荷額(前年度実績)
	3	従 業		1 3	数	40人
	_	寺別管理の				<ul> <li>○強アルカリ性廃液</li> <li>処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)</li> <li>○強酸性廃液</li> <li>処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)</li> <li>○揮発油類</li> <li>処理業者(油水分離)へ委託(処理後は燃料として再資源化)</li> <li>処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)</li> </ul>

(日本産業規格 A列4番)

# (第2面) 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 工場長:廃棄物排出に関する全体管理 製造部:廃棄物の連絡 研究部各担当:廃棄物に関する情報の作成および提供 廃棄物管理担当:処理計画の作成、委託業者選定、委託契約締結、マニフェストの交付・管理等 各担当:廃棄物の分別 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度( 令和5 年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 別紙①のとおり 出 量 t t (これまでに実施した取組) ①現状 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 別紙①のとおり 出 t t (今後実施する予定の取組) ②計画 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 強アルカリ性廃液、強酸性廃液、揮発油類の分別を行い、他の廃棄物が混入 ①現状 しないように保管

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組)

引き続き適切に取り組む予定

②計画

自	っ行う特別管理産業	廃棄物の再生利用に関する事	項				
		【前年度( 令和5 年度)	実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類				_	
	①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)		_	t	_	t
		(CAUS CICERIE O'CHRILI)					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類		_		_	
	②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		_	t	_	t
		(今後実施する予定の取組)	_				
白色	   	Ⅰ 廃棄物の中間処理に関する事	 項				
.		【前年度( 令和5 年度)					
		特別管理産業廃棄物の種類	<b>入州共</b>				
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量			t		t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量			t	_	t
		(これまでに実施した取組)	_				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類				_	
		自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量		_	t	_	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		_	t	_	t
		(今後実施する予定の取組)	_				

自	っ行う特別管理産業	廃棄物の埋立処分に関する事	項	
		【前年度( 令和5 年度)	実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	_	_
		自ら埋立処分		
		を 行 っ た	<del></del> t	t
	①現状	特別管理産業廃棄物の量		
		(これまでに実施した取組)	_	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	_	_
		自ら埋立処分		
		を 行 う	<u> </u>	t
	②計画	特別管理産業廃棄物の量		
		(今後実施する予定の取組)	_	
特別	川管理産業廃棄物の	処理の委託に関する事項		
		【前年度( 令和5 年度)	実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への		
		処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への		
		処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への		
		処理委託量	t	t
	①現状	認定熱回収業者以外の		
		熱回収を行う業者への	t	t
		(これまでに実施した取組)		
		1		

## (第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理 委託 量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		【前年度( 令和5 年度)		
		特別管理産業		
		排出出	量	345 t
		(ポリ塩化ビフェニル廃		040 (
		(今後実施する予定の取組)	来物在你人。)	
電-	子情報処理組織の	引き続き適切に取り組む予定		
使	用に関する事項			
※事	務処理欄			

#### 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除 く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使 用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。)について記 入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の	)抑制に関す	ずる事項					
	【前年度	( 令和 5	年度)第	<b></b>			
	特別管理 産業廃棄 物の種類	ph12.5以上の	廃アルカリ	ph2.0以	下の廃酸	燃えやす	心廃油
	排出量	103	t	20	t	222	t
①現状		でに実施した態、排出量、		態などの適	が切な管理 が関		
	【目標】 特別管理 産業廃棄類	ph12.5以上の	廃アルカリ	ph2.0以	下の廃酸	燃えやす	- い廃油
	排出量	95	t	2	t	130	t
②計画		施する予定の 適切に取り新					

産業廃棄物の処理の	)委託に関する事項						
	【前年度( 令和:						
	特別管理産業廃棄	ph12.5以上	の廃アルカリ	ph2.0以	下の廃酸	燃えやす	い廃油
	全処理委託量	103	t	20	t	222	t
	優良認定						
	処理業者	1					
	~ O		t	20	t	144	t
	処理委託						
	量						
	再生利用						
	業者への		t	0	t	78	t
	処理委託				ū	• 0	ů.
	<u>量</u> 認定熱回						
	収業者へ						
	<b>以来</b> 句	0	t	0	t	0	t
①現状	処理委託		C	U	t	U	t
	<u>量</u> 認定熱回						
	収業者以	.					
	外の意思なる						
	熱回収を 行う業者		t	0	t	0	t
	11 7 未 4   へ の	1				,	
	処理委託						
	量						
	(これまでに実施)	た取組)		!			
	可能な限り再生利用		屋定し、処理	₹を委託			
	【目標】	nh19	の肉マルカリ	nh2 011	下の咳嗽	からめる	-1.7
	特別管理産業廃棄				下の廃酸	燃えやす	
	特別管理産業廃棄 全処理委託量	95	の廃アルカリ t	ph2.0以 2	下の廃酸 t	燃えやす 130	「い廃油 t
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 優良認定	95					
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 優良認定 処理業者	95		2			
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 優良認定 処理業者	95					
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 優良認定 処理業者 の 処 理	95	t	2	t	130	t
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 侵良認定 処理へ 処理へ 処理 の理系	95	t	2	t	130	t
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 侵良認業の 処 変 し	95 95	t	2	t	130	t
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 優良理へ 処理へ 処理を した者 の理託 上 手生利用	95 95	t	2	t	130	t
	特別管理産業廃棄 全処理委託量 優理へ 処委 量 一 の 理託 用 業者への	95 95	t	2	t	130 87	t
	特別管理産業廃棄 全処理委託 長 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	95 95	t	2	t	130	t
	特別管理産業廃棄 全処理産業 優処 処委 量料へ 理託 用の 理託 用の 要託 用の 要託 用の 要託 用の 要託 用の 要託 用の 要託 用の の 要託 の 要託	95 95	t	2	t	130 87	t
	特別管理産業廃棄 全処理産業 長 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	95 95 0	t	2	t	130 87	t
	特別管理産業屋 を	95 95 0	t	2	t	130 87	t
②計画	特別管理産業 優処 処委 再業 処委 屋敷 と	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別管理産業量 良理へ 処委 再業 処委 認収 の要 に者 の理託 用の理託 回へ	95 95 0	t	2	t	130 87	t
②計画	特別管理産業 優処 処委 再業 処委 屋敷 と	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別管理 を	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別管理 を	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別理	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別理	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別理	95 95 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t
②計画	特別の	95 95 0	t t	2 2	t t	130 87 43	t
②計画	特別の	95 95 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t
②計画	特別の	95 95 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t
②計画	特全	95 95 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t
②計画	特全	95 95 0 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t
②計画	特別の	95 95 0 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t
②計画	特全	95 95 0 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t
②計画	特別の	95 95 0 0	t t	2 0 0	t t	130 87 43	t t